

遊漁船業務登録票

氏名または 名 称	鴨下 芳徳	
登録番号	神奈川県知事 第1041号	
登録の 有効期間	令和5年8月23日から	
	令和10年8月23日まで	
営業所の所在地	神奈川県横浜市金沢区海の公園9-4	
遊漁船の名称/ 損害賠償措置の 保険期間	(船 名)	(損害賠償措置の保険期間)
	第十鴨下丸	令和5年10月1日から
		令和6年10月1日まで
	第十一鴨下丸	令和5年10月1日から
		令和6年10月1日まで
	第十二鴨下丸	令和5年10月1日から
令和6年10月1日まで		
遊漁船業務 主任者の 氏 名	鴨下 芳徳、木川 亮一、川島 治、 青田 隆行、高山 将彦、福島 明彦、 杉本英夫、小石場誠	

別表4 (全1枚の 1枚目) 遊漁船の総トン数、長さ、定員及び通信設備等

整理番号	遊漁船の名称	船舶番号等	総トン数	長さ	旅客定員	業務形態 主たる業務：◎ その他全て：○	
		遊漁船の使用形態 (該当に○)					
		遊漁船の登録状況 (該当に○)			通信設備の状況 (該当に○)		
		船舶の所有状況 (該当に○)					
		遊漁船の連絡方法 (無線の形式と周波数等)					
1	第十鴨下丸	* 235-25151	13.0トン	11.98m	*30人	(◎) 船釣り () 磯渡し () 筏渡し () 防波堤渡し () その他 ()	
		() 遊漁船専用・() 漁船と兼用・(○) 他使用と兼用					
		(○) 単独登録・() 重複登録			(○) 無線		
		(○) 自己所有船舶・() 他者所有船舶			(○) 他の設備 () 設備無し		
		フルノPR8240MHZ、携帯電話					
2	第十一鴨下丸	* 235-37907 * KN2-1609	11.0トン	11.97m	*30人	(◎) 船釣り () 磯渡し () 筏渡し () 防波堤渡し () その他 ()	
		() 遊漁船専用・(○) 漁船と兼用・() 他使用と兼用					
		(○) 単独登録・() 重複登録			(○) 無線		
		(○) 自己所有船舶・() 他者所有船舶			(○) 他の設備 () 設備無し		
		A3E1W、携帯電話					
3	第十二鴨下丸	* 235-18994 * KN2-1411	11トン	11.99m	*30人	(◎) 船釣り () 磯渡し () 筏渡し () 防波堤渡し () その他 ()	
		() 遊漁船専用・(○) 漁船と兼用・() 他使用と兼用					
		(○) 単独登録・() 重複登録			() 無線		
		(○) 自己所有船舶・() 他者所有船舶			(○) 他の設備 () 設備無し		
		携帯電話					
		*	トン	m	*人	() 船釣り () 磯渡し () 筏渡し () 防波堤渡し () その他	

	() 遊漁船専用・() 漁船と兼用・() 他使用と兼用	() 筏渡し () 防波堤渡し () その他 ()	
	() 単独登録・() 重複登録		() 無線
	() 自己所有船舶・() 他者所有船舶		() 他の設備 () 設備無し
重複登録している場合の事由	() 多客期にチャーターするため () その他 ()		

注) 重複登録とは、他の事業者の遊漁船として登録されている船舶を、当該事業者の遊漁船として登録しているものを言います。

(*は必ず記入)

登録番号	*神奈川県知事 第1041号	氏名又は名称	* 鴨下 芳徳
作成日	* R5.6.26	変更日	1: / / 2: / / 3: / /

別表6 出航中止基準と帰航基準

出航中止基準	出航の可否の判断は、以下の方法により行います。(該当に○)														
	(○) 単独の判断	() 団体による判断													
	<p>出航地や案内する漁場、出航地から案内する漁場までの間において、以下の何れかの状況となっている場合、出航を中止します。</p> <p>* (○) 海上警報 (風、霧等)、波浪警報の発令中</p> <table border="1"> <tr> <td>(○) 出航地の波高</td> <td>2</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>(○) 出航地の風速</td> <td>18</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>(○) 出航地の視程</td> <td>500</td> <td>m</td> </tr> </table>	(○) 出航地の波高	2	m	(○) 出航地の風速	18	m	(○) 出航地の視程	500	m	<p>出航中止の判断は、以下のとおり行います。</p> <p>① 出航中止を判断する団体名</p> <p>*</p> <p>② 上記団体の代表者、連絡先</p> <table border="1"> <tr> <td>代表者</td> <td>*</td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> <td>*</td> </tr> </table> <p>③ 団体の構成員の氏名又は名称及び登録番号 別紙1のとおり</p> <p>④ 出航中止の判断の方法</p>	代表者	*	連絡先	*
	(○) 出航地の波高	2	m												
(○) 出航地の風速	18	m													
(○) 出航地の視程	500	m													
代表者	*														
連絡先	*														

	<p>*<input type="radio"/> 事業者が危険と判断したとき <input type="checkbox"/> その他 ()</p>	<p>別紙2のとおり</p>									
<p>帰航基準</p>	<p>案内する漁場において、以下の何れかの状況に至った場合、帰航することとします。</p> <p>*<input type="radio"/> 海上警報（風、霧等）、波浪警報の発令中</p> <p>* <input type="radio"/> 利用者に急病人やケガ人が出たとき</p> <table border="1" data-bbox="778 539 981 712"> <tr> <td data-bbox="411 539 778 600"><input type="radio"/> 漁場における波高</td> <td data-bbox="778 539 938 600">2</td> <td data-bbox="938 539 981 600">m</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 600 778 660"><input type="radio"/> 漁場における風速</td> <td data-bbox="778 600 938 660">20</td> <td data-bbox="938 600 981 660">m</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 660 778 712"><input type="radio"/> 漁場における視程</td> <td data-bbox="778 660 938 712">500</td> <td data-bbox="938 660 981 712">m</td> </tr> </table> <p>* <input type="radio"/> 上記の他、利用者の安全の確保が困難になると予想される時 <input type="checkbox"/> その他 ()</p>		<input type="radio"/> 漁場における波高	2	m	<input type="radio"/> 漁場における風速	20	m	<input type="radio"/> 漁場における視程	500	m
<input type="radio"/> 漁場における波高	2	m									
<input type="radio"/> 漁場における風速	20	m									
<input type="radio"/> 漁場における視程	500	m									

(*は必ず記入)

登録番号	*神奈川県知事 第1041号	氏名又は名称	* 鴨下 芳徳		
作成日	* R5.6.26	変更日	1: / /	2: / /	3: / /

別表7 天候が悪化した場合の対処方法

天候が悪化した場合の避難する場	出航した港等に帰航できない場合には、以下の場所に避難します。			
	<table border="1"><thead><tr><th>案内する漁場の位置</th><th>避難する港</th></tr></thead><tbody><tr><td>*東京湾全域 横浜沖、久里浜沖、剣崎沖、金谷沖、小柴沖、追浜沖、 竹岡沖、木更津沖、富津沖、走水沖、猿島沖、金田沖、 観音崎沖、磯子沖、杉田沖</td><td>*久里浜港、柴漁港、鴨居漁港 金谷港、金沢漁港、柴漁港 館山港</td></tr></tbody></table> <p>上記の他、帰航を判断した場所から最も近く安全に避難できる場所に避難します。</p>	案内する漁場の位置	避難する港	*東京湾全域 横浜沖、久里浜沖、剣崎沖、金谷沖、小柴沖、追浜沖、 竹岡沖、木更津沖、富津沖、走水沖、猿島沖、金田沖、 観音崎沖、磯子沖、杉田沖
案内する漁場の位置	避難する港			
*東京湾全域 横浜沖、久里浜沖、剣崎沖、金谷沖、小柴沖、追浜沖、 竹岡沖、木更津沖、富津沖、走水沖、猿島沖、金田沖、 観音崎沖、磯子沖、杉田沖	*久里浜港、柴漁港、鴨居漁港 金谷港、金沢漁港、柴漁港 館山港			

磯等（磯、筏、防波堤等）渡しの業務を行う場合	
磯等と遊漁船との間の連絡方法	() 携帯電話 () 利用者に渡した発煙筒 () その他 ()
磯等に遊漁船の旅客定員以上の利用者を渡す業務の形態の場合にあっては、利用者を緊急的に回収する方法	*

(*は必ず記入)

登録番号	*神奈川県知事 第1041号	氏名又は名称	* 鴨下 芳徳		
作成日	R5.6.26	変更日	1:	2: / /	3: / /

別表8 安全確保のため周知すべき内容とその方法

周知の方法 (該当に○)	周知する内容 (該当に○)
<p>(○) 遊漁船に周知内容を掲示する。</p> <p>() 遊漁船乗船前に書面を配布する。</p>	<p>一般的事項</p> <ul style="list-style-type: none">* (○) 出航から帰航するまでの間、船長及び業務主任者の指示に従うこと* (○) 遊漁船の航行中はむやみに立ち歩かないこと* (○) 航行中、波の影響により船体が動揺することがあることから動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船すること* (○) 天候急変時の帰航決定について船長の指示に従うこと* (○) 救命胴衣及び救命浮環の保管場所及び使用方法* (○) 落水者の船上への引揚げを補助するはしご等の保管場所及び使用方法 <p>(○) 乗船中は船室内にいる場合を除き、救命胴衣等 (船に備え付けられ、又は持ち込まれた、船の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するもの) を着用すること</p> <p>磯等渡しの場合</p> <ul style="list-style-type: none">* () 磯等渡し及び磯等の上においては救命胴衣を着用すること* () 磯等で緊急事態が発生した場合における遊漁船との連絡方法() その他 ()
<p>漁場において口頭で説明する。</p>	<p>一般的事項</p> <p>() その他 ()</p> <p>磯等渡しの場合</p> <ul style="list-style-type: none">* () 磯等からの帰航時間* () 磯等で天候が急変した場合における避難場所() その他 ()

(*は必ず記入)

登録番号	*神奈川県知事 第1041号	氏名又は名称	* 鴨下 芳徳		
作成日	* R5.6.26	変更日	1: / /	2: / /	3: / /

別表9 安全確保のため船長及び業務主任者が遵守すべき事項

航行中及び利用者が水産動植物を採捕している間、船長と業務主任者は以下のとおり行動します。(該当に○)

一般的事項

- * (○) 出航から帰航するまでの間は、飲酒はしません。また、酒気を帯びて漁場に案内しません。
- * (○) 航行中、波の影響により船体が動揺するときは、波の状況について適切な見張りを行うとともに、波に対する進路の変更を行い、かつ、安全な速力まで十分な減速を行なうことにより、船体動揺の軽減に努めます。
- * (○) 航行中、波の影響により船体が動揺して危険が予想されるときは、利用者に対して動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船するよう指導します。
- * (○) 乗船中は、船室内にいる場合を除き、救命胴衣等（船に備え付けられ、又は持ち込まれた、船の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するものをいいます。以下同じ。）を着用します。
- * (○) 利用者には、乗船中は、船室内にいる場合を除き、救命胴衣等を着用させます。
- * (○) 利用者の乗降場所から漁場又は漁場から漁場までの間における岩場、浅瀬、防波堤、養殖施設等を調査し、危険性の評価を行い、特に危険と認められる場所について、別表9の2にとりまとめ、安全に航行できる航路、避険線等の設定を行います。
- * (○) 航行中はGPSプロッター等を利用して自船の位置を確認し、上記で設定した航路の航行、避険線に基づいた安全な航行を行います。
- * (○) 12歳未満の小児には、乗船中は、船室内にいる場合を除き、常時、救命胴衣等を着用させます。
- * (○) 気象又は海象等の状況の悪化等、利用者の安全の確保のために必要と判断される場合は、船室内においても利用者に救命胴衣等を着用させます。
- () その他 ()

船釣りをする場合

- () 利用者を案内している間は、船長自ら釣りをしません。
- (○) 漁場が混み合っている場合は、船長自ら釣りをしません。
- () 船長以外に適切に見張りできる者がいる場合を除き、船長自ら釣りをしません。

磯等渡しをする場合

- * () 利用者の安全確認のため、渡した磯等を定期的に巡回します。
- * () 磯等において採捕を終了した利用者を収容し帰航する際、利用者が遊漁船に乗船していることを確認します。

上記以外（観光定置、観光底びき等）をする場合

- * () 利用者が網揚げ等をしている間、利用者に危険が生じないように安全に操業しま

別表9の2

利用者の乗降場所から漁場又は漁場から漁場までの間における特に危険と認められる場所（該当箇所を記入）	
岩場	特になし
浅瀬	特になし
防波堤	住友沖
養殖施設	横須賀市夏島沖 金沢区幸浦沖
その他	特になし
自船の位置及び設定した航路の航行並びに避険線に基づいた航行の確認方法	
GPSプロッター	

別表6 安全の確保のため船長及び業務主任者が遵守すべき事項

航行中及び利用者が水産動植物を採捕している間、船長及び業務主任者は以下のとおり行動します。

○一般的事項

- ・ 出航から帰航するまでの間は、飲酒はしません。また、酒気を帯びて漁場に案内しません。
- ・ 航行中、波の影響により船体が動揺するときは、波の状況について適切な見張りを行うとともに、波に対する進路の変更を行い、かつ、安全な速力まで十分な減速を行うことにより、船体動揺の軽減に努めます。
- ・ 航行中、波の影響により船体が動揺して危険が予想されるときは、利用者に対して動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船するよう指導します
- ・ 乗船中は、船室内にいる場合を除き、救命胴衣（船に備え付けられ、又は持ち込まれた、船舶の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するものをいいます。以下同じ。）を着用します。
- ・ 乗船中は、船室内にいる場合を除き、利用者に常に救命胴衣を着用させます。
- ・ 12歳未満の小児には、乗船中は、常に救命胴衣を着用させます。
- ・ 利用者の乗降場所から漁場又は漁場から漁場までの間における岩場、浅瀬、河川域、防波堤、定置網、養殖施設等を調査し、危険性の評価を行い、特に危険と認められる場所について、別添にとりまとめ、安全に航行できる航路、避険線等の設定を行います。
- ・ 航行中はGPSプロッター等を利用して自船の位置を確認し、上記で設定した航路の航行、避険線に基づいた安全な航行を行います。
- ・ 随時、気象や海象等に関する情報収集を行い、気象又は海象等の状況の悪化等、利用者の安全の確保のために必要と判断される場合は、船室内においても利用者に救命胴衣を着用させます。
- ・ その他（ ）

○船釣りをする場合

- ・ 利用者を案内している間は、船長及び業務主任者は自ら釣りをしません。

○瀬渡しをする場合

- ・ 利用者の安全確認のため、渡した磯等を定期的に巡回します。
- ・ 磯等において、利用者には常に国土交通省が定める要件と同等以上の性能を有する救命胴衣を着用させます。
- ・ 磯等において採捕を終了した利用者を収容し帰航する際、利用者が遊漁船に乗船していることを確認します。

○体験漁業（観光定置、観光底びき等）をする場合

- ・ 利用者が網揚げ等をしている間、利用者に危険が生じないよう安全に操業します。

別表10 情報を収集すべき事項

<p>(1) 利用者の安全の確保に必要な情報</p>	<p>出航地における波高、風速、視程</p>
	<p>出航中止を判断する団体の出航判断等に関する情報</p>
	<p>水路通報、気象・津波・海上警報等の情報</p>
	<p>乗船する利用者数 (12歳未満の小児が含まれる場合は、その人数)</p>
	<p>法に基づく協議会において協議が調った事項や海面利用協議会等で定められた事項など、地域における安全確保に関する情報</p>
	<p>立入禁止区域に関する情報</p>
<p>(2) 漁場の安定的な利用関係の確保に必要な情報</p>	<p>法第16条に基づき利用者に周知する必要がある「案内する漁場における水産動植物の採捕に関する制限又は禁止及び漁場の使用に関する制限の内容」について、当該漁場を管轄している都道府県知事が提供している情報</p>
	<p>漁場利用協定や漁場慣行等について、案内する漁場を管轄する都道府県に設置されている海面利用協議会が提供している情報</p>
	<p>法に基づく協議会において協議が調った事項や海面利用協議会等で定められた事項など、地域における漁場の安定利用に関する情報</p>

フリガナ 名 称		所 在 地 郵便番号 (236-0013) 電話番号 (045) 786-9141	
カモ シタ マル 鴨 下 丸		神奈川県横浜市金沢区海の公園9-4	
法第12条に規定する 者（遊漁船業務主任 者）の氏名	カモシタ ヨシノリ キガワ リョウイチ カワシマ オサム アオタ タカユキ 鴨下 芳徳、木川 亮一、川島 治、青田 隆行、 タカヤマ マサヒコ フクシマ アキヒコ スギモトヒデオ 高山 将彦、福島 明彦、杉本英夫		
フリガナ 遊漁船の名称	損 害 賠 償 措 置 (磯等渡し 有・無)		
	保険契約又は 共済契約の名称	てん補限度額 及び旅客定員	保険期間 (年月日から年 月日まで)
ダイジュウカモシタマル 第十鴨下丸	共栄火災海上保険株式会社 遊漁船業者総合保険	1億円／人 30名	令和4年10月1日から 令和5年10月1日まで
ダイジュウイチカモシタマル 第十一鴨下丸	共栄火災海上保険株式会社 遊漁船業者総合保険	1億円／人 30名	令和4年10月1日から 令和5年10月1日まで
ダイジュウニカモシタマル 第十二鴨下丸	共栄火災海上保険株式会社 遊漁船業者総合保険	1億円／人 30名	令和4年10月1日から 令和5年10月1日まで
他の都道府県知事の登録状況			
登 録 番 号		登 録 番 号	

備 考

- *印のある欄には、記入しないこと。
- 記入欄が不足する場合は、枠を拡大し又は行を追加して記入するか別紙に必要な事項を記入し添付すること。
- 「新規・更新」については、不要なものを消すこと。
- 「営業所の名称及び所在地」の欄には、登録を受けようとする都道府県の営業所だけでなくすべての営業所について記載すること。
- 「損害賠償措置」の欄については、磯等渡し（漁場における磯、いかだの上その他漁場における遊漁船以外の場所に利用者を案内し水産動植物を採捕させる業務をいう。）の「有・無」について、不要なものを消すこと。また、磯等渡しを行う場合にあっては、これに係る漁場において利用者の生命又は身体について生じた損害を賠償するための保険契約又は共済保険の内容についても記載すること。